

ペイオフ質問箱

Q ペイオフってなんですか？

A 万が一金融機関が破綻しても預金が保護される預金保険制度です。

万が一、金融機関が破綻した場合、その金融機関に預けている預金を合計して、そのうちの元本1千万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。また、1千万円を超える部分についても、概算払い率として破綻した金融機関の清算見込み額（余力）に応じて払い戻しされます。（会社や団体名義の預金についても同じです）

Q いつからはじまるのですか？

A 平成14年4月1日より段階的に始まっています。

ペイオフ解禁のスケジュール案

定期預金等については、平成14年4月1日以降、元本1千万円までとその利息が保護の対象です。

なお、預金保険法の改正案が臨時国会へ提出される見込みですが、主な改正内容は、当座預金、別段預金、普通預金については、平成17年3月末までは全額保護とし、平成17年4月以降は、当座預金、別段預金および金利ゼロの普通預金を全額保護とするものです。（平成14年11月18日現在）

		平成14年4月～17年3月末まで	平成17年4月以降
預金保険制度の対象預金等	当座預金	全額保護	
	別段預金		
	普通預金	金利ゼロ	元本1千万円とその利息を保護
		金利付き	
定期預金等 ^(注)			
預金保険制度の対象外の預金等（外貨預金等）		保護対象外	

(注)定期預金、元本補てん契約のある金銭信託等が該当します。当行の取り扱う金銭信託は元本補てん契約のある金銭信託ですので、ご心配いりません。

Q 預金者としてどのような対策が必要ですか？

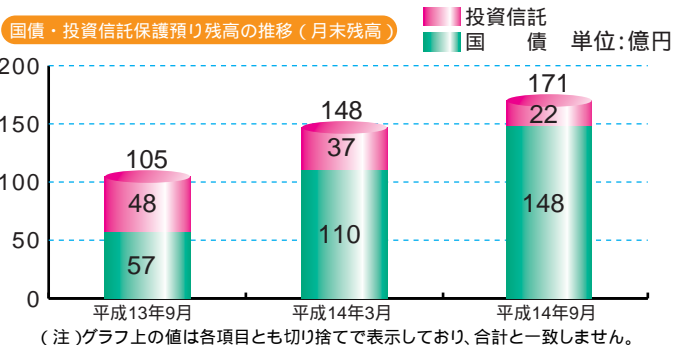
A 安心できる金融機関をお選びになることが第一です。

「ペイオフ」は、お取引をしている金融機関が破綻した場合の取扱方法です。そのためペイオフ対策としては、安心できる金融機関を選ぶことが重要です。当行は、不良債権の処理を進め、経営の健全化に取り組んできた結果、平成14年9月期（中間決算）は過去最高となる25億円の当期利益を計上しました。また、健全性を示す自己資本比率も国内基準（4%）の2倍以上となる9.99%となっており、「ペイオフ」の適用はないものと確信していますので、安心してお取引をご継続ください。

Q ペイオフ対策としてどのような商品があるのですか？

A 「国債」と「投資信託」が人気です。

当行では、国債と投資信託の窓口販売を全営業店（一部出張所を除く）で取り扱っています。投資信託は県内金融機関最多の20ファンドを品揃えし、お客様の幅広い資産運用ニーズにお応えしています。国債と投資信託は、「顧客資産」として、銀行自身の資産と区分して保管されるので「ペイオフ」対策商品の一つとして人気が高まっています。



ジャンボ宝くじ付き定期預金

平成14年10月より、平成12年に発売し好評を博した「ジャンボ宝くじ付き定期預金」を再発売しました。この商品は、お預け入れ期間が1年ものの定期預金で、平成15年5月に発売予定のドリームジャンボ宝くじをお預け入れ金額100万円ごとに5枚プレゼントするものです。低金利が続くなかで、「当たれば3億円」という「夢」を提供します。取扱期間は平成14年12月30日までとなっています。



生命保険商品の窓口販売

平成14年10月より、全営業店（東京支店および出張所を除く）で生命保険商品の販売を開始しました。取扱商品として、日本生命保険相互会社および第一生命保険相互会社の個人年金保険を取り揃えました。国債、投資信託、損害保険の販売に加え、新たに生命保険商品を取り扱うことで、これまで以上に、お客様のライフプランに合わせた資産運用のご提案が可能となります。



お問い合わせは、フリーダイヤル ☎0120-19-8689